

通勤手当に関する判例評釈②

(東京地判令 6 . 3 . 28 D 1 -Law.com 判例体系〔29080912〕)

横 山 均

1 はじめに

本年 4 月 23 日の長崎新聞で報道された本学の教員には、非違行為の存否を本学の教職員に認識してもらうために、引き続き判例評釈を著す。

本判決の争点は多岐にわたるところ、執筆の目的に照らし、本稿の対象は、通勤手当に関する不当利得返還請求（反訴事件）に限ることとする。反訴とは、訴訟の係属中に、被告が原告に対して、同じ訴訟手続で審判を求めて提起する訴えをいう（民事訴訟法 146 条 1 項）。反訴を起こす被告は、反訴請求との関係では「反訴原告」となり、その相手方である原告は同様に「反诉被告」となる¹。

2 事実

(1) 被告と原告の関係

被告（社会福祉法人 A）は、第二種社会福祉事業である保育所の経営等を行う社会福祉法人である。社会福祉法人 A は、B 保育園（千葉県 R 市）、C 保育園（東京都）及び D 保育園（東京都）を経営していた。

原告は、平成 16 年 4 月 1 日、社会福祉法人 A との間で、雇用契約を締結し、B 保育園の副園長に就任した。原告は、平成 20 年 4 月 1 日に B 保育園の園長に就任した。原告は、平成 21 年 4 月 1 日に C 保育園の園長に就任した。原告は、平成 25 年 7 月 1 日に D 保育園の園長に就任した。

原告は、昭和 53 年頃から家族とともに N 市の自宅に居住していた。

平成 21 年 4 月に区立 C 保育園が民営化され、社会福祉法人 A が C 保育園を経営することとなった。そのため、社会福祉法人 A は、平成 20 年頃から、C 保育園経営の

1 三木浩一・笠井正俊・垣内秀介・菱田雄郷『民事訴訟法 第 4 版』有斐閣、2023 年、518 頁。

ための準備を行うことにした。社会福祉法人Aは、同年6月頃までに、職員の更衣室や休憩室等として利用するため、C保育園の近隣に所在する「本件貸室」を賃借した。

C保育園の園長に就任する予定であった原告も、本件貸室を使用することはあった。しかし、原告は、引き続きN市の自宅に居住していた。原告は、同年9月には住民票上の住所も、B保育園のあったR市からN市の自宅に戻した。

平成21年4月、社会福祉法人AがC保育園の経営を開始し、原告が同保育園の園長に就任した。社会福祉法人AがC保育園の経営を開始した後は、園舎内の更衣室や休憩室等を利用することができるようになった。このため、社会福祉法人Aが、本件貸室を職員の更衣室等として使用する必要はなくなった。しかし、原告は、本件貸室を繁忙時や緊急時の宿泊場所等として使用することとし、同年4月、原告名義で本件貸室を賃借した。

(2) 通勤手当

社会福祉法人Aの給与規程は、住居からの通勤距離が片道2km以上の職員に対し、月額5万円を限度として、合理的かつ最も経済的な交通費を支給する旨定めている。

原告は、B保育園に勤務していた平成20年6月から平成21年3月まで、N市の自宅からB保育園までの通勤手当として月額4万7,090円の支払を受けていた。

しかし、原告は、同年4月にC保育園に勤務するようになった後も通勤手当の変更申請をせず、平成25年6月まで、引き続き通勤手当として月額4万7,090円の支払を受けていた。

原告は、D保育園での勤務を開始するに当たり、N市の自宅からD保育園までの通勤手当を申請し、平成25年7月から平成26年3月までは月額3万8,850円、同年4月から平成30年3月までは月額3万6,020円の支払を受けていた。原告は、平成30年4月以降は月額1万円に減額され、平成31年4月以降は月額6,500円に減額された。

(3) 社会福祉法人Aの請求

社会福祉法人Aは、原告に支払った通勤手当が、社会福祉法人Aの給与規程によらない過大なものであったと主張して、不当利得返還請求権に基づき、適正な通勤手当との差額等の支払を原告に求めた（反訴）。なお、本訴事件は、原告が、社会福祉法人Aに対し、消費貸借契約に基づき、貸金等の支払を求めた事案である。

3 社会福祉法人Aの主張に対する裁判所の判断

社会福祉法人Aは、①平成20年6月～平成21年3月、②平成21年4月～平成25年6月、③平成25年7月～平成31年3月の3つの時期に分けて、原告に支払った通勤手当が過大なものであった旨の主張をしている。裁判所も、社会福祉法人Aの主張に対応して、3つの時期に分けて判断している。裁判所は、①及び③において反訴請求を棄却し、②において反訴請求を一部認容している。

(1) 平成20年6月～平成21年3月

① 社会福祉法人Aの主張

原告は、B保育園に勤務していた平成20年4月、本件貸室を賃借し、同所に居住するようになった。本件貸室からB保育園までの通勤に要する交通費は月額1万5,070円であったが、原告は、現住所であるN市の自宅からB保育園までの通勤手当を申請し、月額4万7,090円の支払を受けた。

図1 平成20年6月～平成21年3月



② 裁判所の判断

社会福祉法人Aの請求（反訴請求）を棄却する。

本件貸室は、当時、社会福祉法人A名義で賃借され、C保育園で研修を行う職員の更衣室や休憩室等として使用されていたものである。

平成21年3月以前に原告が本件貸室を賃借していたとは認められず、原告が本件貸室に居住していたことを認めるに足りる証拠はない。

したがって、通勤手当の支払について、原告に不当利得が成立するとは認められない。

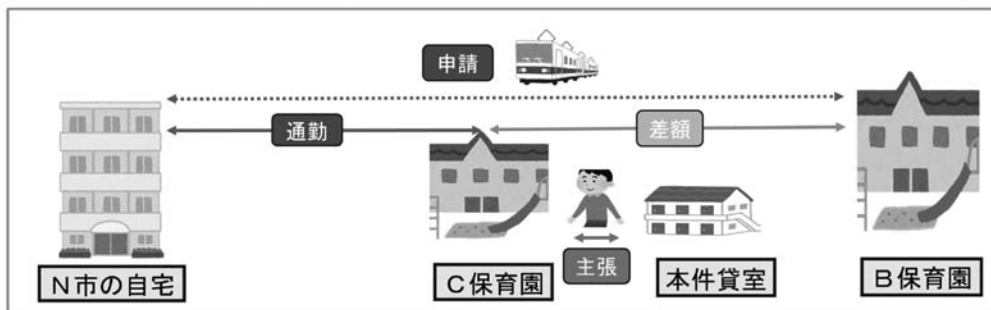
（2）平成21年4月～平成25年6月

① 社会福祉法人Aの主張

原告は、平成21年4月にC保育園の園長に就任し、本件貸室からC保育園まで徒歩で通勤することとなったため、通勤に要する交通費は0円となった。

しかし、原告は、B保育園までの通勤手当の変更申請をせず、引き続き月額4万7,090円の支払を受けた。

図2 平成21年4月～平成25年6月



② 裁判所の判断

社会福祉法人Aの請求（反訴請求）を一部認容する。

原告は、「繁忙時や緊急時に本件貸室に寝泊まりすることはあったものの、生活の本拠はN市の自宅であった」旨供述している。

次の①～④の事情を考慮すると、原告の上記供述が虚偽であるとまではいえず、原告が本件貸室に居住していたとは認められない。

- ① 原告は、昭和53年頃から、家族とともにN市の自宅に居住していたこと
- ② C保育園より通勤に時間を要するB保育園にも、N市の自宅から通勤していたこと
- ③ 平成20年9月にはR市（B保育園所在市）に異動していた住民票上の住所も、N市の自宅に戻っていたこと
- ④ 原告の長女であるQも、原告が本件貸室を住居として使用していたことはない旨供述していること

しかし、原告が支払を受けていた通勤手当月額4万7,090円は、N市の自宅からB保育園までの交通費であり、N市の自宅からC保育園までの交通費は月額2万7,780円であったと認められる。そうすると、原告が支払を受けていた4万7,090円との差額1万9,310円については、給与規程の定めに基づかないものとして、不当

利得に当たるといふべきである。

(3) 平成25年7月～平成31年3月

① 社会福祉法人Aの主張

原告は、D保育園での勤務を開始するに当たり、N市の自宅からD保育園までの通勤手当を申請した。

原告は、本件貸室からD保育園までの片道約11kmを自家用車で通勤することとなったため、通勤に要する交通費は月額6,500円となった。

しかし、原告は、同金額への通勤手当の変更申請をせず、平成26年3月まで月額3万8,850円、同年4月から平成30年3月まで月額3万6,020円、同年4月から平成31年3月まで月額1万円の支払を受けた。

図3 平成25年7月～平成31年3月



② 裁判所の判断

社会福祉法人Aの請求（反訴請求）を棄却する。

平成21年4月から平成25年6月までと同様に、原告が本件貸室に居住していたことを認めるに足りる証拠はない。したがって、通勤手当の支払について、原告に不当利得が成立するとは認められない。

4 解説

本件（反訴事件）は、社会福祉法人が、保育園の園長であった原告に対し、原告に支払った通勤手当が、当該社会福祉法人の給与規程によらない過大なものであったなどと主張して、不当利得返還請求権に基づき、適正な通勤手当との差額等の支払を求めた事案である。

本判決が注目されるのは、繁忙時や緊急時に寝泊まりする貸室は、生活の本拠である自宅が別にある場合は、当該貸室に居住していたとは認められないとの判断を

示したことである。

さらに、本判決は、自宅として主張するものが、次の①～④の要件を備えている場合は、生活の本拠である自宅であることを否定することはできないとしている。

- ① 家族とともに居住していること
- ② 現在の勤務地よりも遠い勤務地に通勤していた実績があること
- ③ 住民票上の住所であること
- ④ 自宅以外に住居として使用していたことはない旨の親族の供述があること

本判決は、勤務地の変更に伴う通勤手当の変更申請をせずに、通勤手当の支払いを受けていた場合についても判断を示している。すなわち、この場合、支払いを受けていた通勤手当の全額が不当利得に該当するわけではなく、差額が発生しているときに限り、当該差額が不当利得になり、返還の対象となるとしている。